

平成 31 年度高齢者施設の整備について

1 特別養護老人ホーム

(1) 平成 30 年度の公募結果

■ 募集結果

○ 当初募集

募集数	応募数
2 施設 (160 人分)	3 事業者応募あるも、最終応募までに辞退

○ 再募集

募集数	応募数	選定数
2 施設 (160 人分)	2 施設 (160 人分)	2 施設 (160 人分)

■ 選定した施設の概要

若葉いこいの里 (仮称) (若葉区若松町)	社会福祉法人 きらめき会	特養 80 人、短期入所 20 人
ハピネス稲毛 (仮称) (稲毛区長沼原町)	社会福祉法人 讃助の会	特養 80 人、短期入所 20 人 通所介護

※再募集を行ったところ、平成 32 年度中の竣工可能であるとのことで、平成 31～32 年度整備として事業を行う。

(2) 平成 31 年度の整備予定

千葉市民の待機者が約 1 7 0 0 人いる中、確実に特別養護老人ホームを整備するため、新設整備に加え、平成 3 0 年度に実施した既存の施設の増床調査により要望のあった増床整備も行う。

また、短期入所施設からの転換については、事前協議を受付し、指定基準への適合を審査の上、順次転換を認める予定。

① 新設整備 (公募)

従来の新規募集の特養定員 80 床としていたが、規模の拡大を認めるとともに市が定員を固定して募集する方式から柔軟な整備ができるよう、整備床数の幅を認める。(現在、80～120 床の間で調整中)

○ 整備条件

- ア ユニット型を基本としつつ、一部多床室の整備も可能とする。
- イ 多床室についても入所者のプライバシーに配慮された設計とする。
- ウ 多床室の床数は、30 床～特養定員の 50%とする。

② 既存施設の増床整備

○ 増床に際しての条件

- ア 1 0 0 床未満の特養施設において、特養整備枠の利用。
- イ 新規と同様の条件で増床を多床室で整備することを認める。
- ウ 増床を行う上で増築を伴うものに対して、新設同様の助成を予定

③ 短期入所施設からの転換による整備

随時相談にて基準などの確認を行い、順次転換を認める予定
既存施設利用のため補助対象外

○転換に際しての条件

- ア 20床を超える特養併設の短期入所施設を対象
- イ 短期入所の利用者に影響がないこと
- ウ 空床型短期入所の指定を受けていること。
- エ 補助事業として整備されたものの場合、財産処分の手続きを行うこと。
(処分制限期間を超えたものを除く)
- オ 転換を行う床数が恒常的な「空き」又は常時特養待機者数以内であること。
- カ 短期入所の需要増加が見込めないこと。
- キ 経過措置適用施設について、転換予定としている居室は、現行の居室面積基準1人当たり10.65㎡を満たす必要性がある。
- ク 多床室からの転換に際して、「プライバシーへの配慮された設計」は緩和しての転換も可

2 認知症高齢者グループホーム

(1) 平成30年度整備結果

認知症GHにおいては、小規模施設の運営の安定を目的に、第7期介護保険事業計画の平成30年度分54床分に加え、前年度残分10床分の合計64床分について既存施設の増床による整備を進めている。(新設整備は行っていない。)

(2) 平成31年度の整備予定

平成30年度と同様に平成31年度分54床分も既存施設の増床による整備を行う。
(増床が見込みどおりに実施される場合は、新設整備は行わない。)

3 介護医療院

(1) 第7期介護保険事業計画中の整備予定

第7期介護保険事業計画において、新規整備計画を予定していないが、介護療養型老人保健施設(介護療養病床からの転換済のもの)及び医療療養病床からの転換については、計画の枠外での整備が可能のため、平成31年度以降整備される可能性がある。

平成31年2月現在 0施設(相談あり)

(2) 第8期介護保険事業計画に向けての取り組み

高齢者施設の整備については、「千葉市中長期的な高齢者施策の指針」に沿って計画的に進めていくが、この指針では想定されていない介護医療院の整備状況(その意向状況を含む)を把握しながら、特別養護老人ホームの待機者の状況、老人保健施設の在宅復帰率の状況を踏まえて、施設整備のあり方を検討していく。